七　一般用医薬品の陳列に関する解説
八　医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説
九　個人情報の適正な取扱いを確保するための措置
十　その他必要な事項
別表第一の二の次に次の二表を加える。
別表第一の三（第十五条の六、第百四十七条の七関係）
一　薬局又は店舗の主要な外観の写真
二　一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
三　現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名
四　開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあつては、その開店時間及び特定販売を行う時間
五　特定販売を行う薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。）又は一般用医薬品の使用期限
別表第一の四（第百四十九条の十関係）
第一　区域の管理及び運営に関する事項
一　許可の区分の別
二　配置販売業者の氏名又は名称その他の配置販売業の許可証の記載事項
三　区域管理者の氏名
四　当該区域に勤務する薬剤師又は登録販売者の別、その氏名及び担当業務
五　取り扱う一般用医薬品の区分
六　当該区域に勤務する者の名札等による区別に関する説明
七　営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の配置販売による購入又は譲受けの申込みを受理する時間
八　相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
第二　一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項
一　第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義並びにこれらに関する解説
二　第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説
三　第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説
四　指定第二類医薬品の定義等に関する解説
五　指定第二類医薬品を配置販売により購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨
六　一般用医薬品の陳列に関する解説
七　医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説
八　個人情報の適正な取扱いを確保するための措置
九　その他必要な事項

（薬局等構造設備規則の一部改正）

第二条　薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同項第十号中「第九条の二及び法第三十六条の六第一項から第三項まで並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という。）第十五条の六第一項及び施行規則第十五条の七第一項」を「第九条の三第一項及び第四項、第三十六条の四第一項及び第四項並びに第三十六条の六第一項及び第四項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第二百十条第五号」を「第一条第三項第五号」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　要指導医薬品を陳列する場合には、要指導医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。

第一条第一項第十号を同項第十二号とし、同項第九号イ中「陳列棚その他の設備（以下「陳列設備」という。）」を「陳列設備」に改め、同号ハ中「第一類医薬品を」を「開店時間のうち、第一類医薬品を」に、「営業時間」を「時間」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号ハ中「医薬品を購入し」を「調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　要指導医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、次に定めるところに適合するものであること。

イ　要指導医薬品を陳列するために必要な陳列棚その他の設備（以下「陳列設備」という。）を有すること。

ロ　要指導医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲（以下「要指導医薬品陳列区画」という。）に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること。ただし、要指導医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。

ハ　開店時間のうち、要指導医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、要指導医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。

第一条第一項第七号中「かぎ」を「鍵」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「一般用医薬品」を「要指導医薬品又は一般用医薬品」に改め、「あつては、」の下に「開店時間（薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という。）第十四条の三第一項に規定する開店時間をいう。以下同じ。）のうち、」を加え、「営業時間」を「時間」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「又は」の下に「調剤された薬剤若しくは医薬品を」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　調剤された薬剤又は医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が容易に出入りできる構造であり、薬局であることがその外観から明らかであること。

第一条第一項に次の一号を加える。

十五　営業時間のうち、特定販売（施行規則第一条第二項第四号に規定する特定販売をいう。以下同じ。）のみを行う時間がある場合には、都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を備えていること。

第一条第二項第一号中「地くずれ」を「地崩れ」に改め、同項第三号中「しやへい壁」を「遮蔽壁」に、「しやへい物」を「遮蔽物」に、「被ばく」を「被爆」に改め、同項第五号中「とびら、ふた」を「扉、蓋」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同項第六号中「附されて」を「付されて」に改め、同項第七号中「ひろがり」を「広がり」に改め、同条第四項第二号中「しやへい壁」を「遮蔽壁」に、「しやへい物」を「遮蔽物」に改める。

第二条第九号中「第三十六条の六第一項から第三項まで」を「第三十六条の六第一項及び第四項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項」に改め、同号ハ中「一般用医薬品」を「要指導医薬品又は一般用医薬品」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「かぎ」を「鍵」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　要指導医薬品を陳列する場合には、要指導医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。